「こども応援プロジェクト」助成金交付要綱

（趣旨）

第1条　社会福祉法人松江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の交付する「こども応援プロジェクト」助成金については、社会福祉法人松江市社会福祉協議会助成金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（助成の対象等）

第2条　助成の対象は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 助成対象事業 | 助成の目的 | 助成内容 | 助成金額 |
| ・こども食堂、学習支援の場、こどもの居場所事業を運営している団体であって、国、県、市町村、他の民間団体からの委託を受けて行う事業でないもの  ・行政（国、県、市町村）からの補助を受けて行う事業でないもの  ・その他助成の目的に沿った事業で会長が認めるもの  ・設ける期日までに申請されたもの  ・なお、開催回数については月1回以上を原則とする | 地域でこどもを見守る力を育て、こどもの未来を応援すること | 対象事業の運営にかかる経費  ・食材購入費  ・備品費  ・消耗品費  ・会場の光熱費  ・会場の賃借料  ・事業の広報費  ・その他、事業の実施に直接必要な費用で会長の認めるもの  ただし報酬、旅費等、スタッフへ対して支払われる費用を除く | 1事業者上限　５０，０００円とし、開催回数を考慮して助成する  ・事業立上げ費用は除く  　（事業立ち上げ費用は篤志寄付金配分要項に定める「こども居場所づくり支援事業」から助成を行う  ・予算の範囲内での助成とし、期日内に集まった助成金の申請金額の合計が予算を超えるときは減額する場合がある |

(交付の時期)

第3条　助成金は、助成対象事業者からの請求に基づき、事業の完了前であっても交付することができる。

（その他）

第4条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

　附　則

　この要綱は、令和6年9月25日から施行する。